

事務連絡
令和3年5月31日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療関連サービス室

衛生検査所指導要領に基づく衛生検査所への立入検査等
の実施について

臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条に規定する衛生検査所の登録基準については、持続して満たされるよう、「衛生検査所指導要領の見直し等について」（平成30年10月30日付け医政発1030第3号医政局長通知）により、2年に1回以上の立入検査等を行うこととしていますが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、衛生検査所への立入検査の実施に当たっては、感染状況、衛生検査所の対応状況、行政側の体制など、地域の実情に応じて、立入りによる検査の実施の可否を判断願います。

立入りによる検査の実施に当たっては、十分な飛沫感染対策及び接触感染対策を講じ、会場についてはいわゆる「三密」とならない環境を確保するとともに、衛生検査所から新型コロナウイルス感染症の対応等のため立入検査への対応が困難である等の申し出があった場合には、実施を再調整する等、柔軟な対応を行うようお願いいたします。

また、国による緊急事態宣言や都道府県知事による移動、外出自粛要請等が発出された際には、実施時期を見合わせる等、地域の実情を十分考慮するようお願いいたします。

一方、立入りによる検査の実施が困難な場合においては、衛生検査所において書面による自主点検等を行い、それを行政が確認等することで立入検査を実施したものとみなすこととしますので、可能な範囲で御対応願います。